



さあ～火事ですよ

黒潟保育所(片岡淳子所長)では、近所の家が火事ということ想定して、8月21日(火)午前10時から避難訓練を行いました。

園児たちは、非常ベルがなると一目散に外に飛び出し、決められた場所へ全員すばやく集合しました。

なかには、はだして飛び出す元気のよい園児もいました。

9月1日は「防災の日」です。この機会に各家庭でも避難訓練をしてみませんか!

今月の主な内容

- 2・3ページ 漁業調整委員会委員の選挙人名簿の登録。新有権者のかたは選挙人名簿で登録確認を。交通事故による重度後遺障害者に介護料を支給。
- 4・5ページ みんなの健康(献血推進協議会が発足)
- 6・7ページ 公民館だより
- 8ページ 郷土小史
- 9ページ 国民健康保険の加入と脱退(届け出は14日以内に)
- 10ページ お知らせ

子どもとお年寄りを守る

秋の全国交通安全健民運動

9月21日
9月30日

九月二十一日から、秋の交通安全健民運動が始まります。

この運動は、町民に交通安全思想の普及を図り、正しい交通ルールとマナーの実践を習慣づけることにより、交通事故の防止を図ることをねらいとするものです。

このたびの運動の重点は、次のとおりです。

子どもと老人の事故防止
子どもについては保護者、特に母親が家庭で、飛び出しや道路あ

そびをしないようくり返し教えましょう。また、お年寄りは細心の注意を。運転者は、子どもやお年寄りをみかけたら十分な注意をはらいましょう。

自転車および原動機付自転車
自転車の安全利用の促進
ブレーキ、ハンドルなどの点検を行うとともに、ヘルメットを正しくかぶり、もしもの時の安全を図りましょう。

安全運転の確保とシー

トベルトの着用の推進
無謀運転(飲酒運転、無免許運転、速度超過など)はしないこと。自動車の点検整備の励行、運転マナーの向上を。また、運転するときは、必ずシートベルトを正しく着用しましょう。

以上三項目をテーマに、国民総ぐるみで秋の全国交通安全運動が繰り広げられます。事故のない明るい社会にするために、お互いに気をつけましょう。

漁業調整委員会委員 選挙人名簿の登録

登録申請は9月5日
までに各漁協へ

海区漁業調整委員会委員の選挙人名簿は、毎年九月一日現在で、有権者からの申請にもとづいて作成されることになっています。

来年の七月には、任期満了による海区漁業調整委員会委員の選挙が予定されていますが、この選挙人名簿に登録されないと選挙権はあっても投票できませんし、また、委員のリコールを請求することも

できなくなります。

有権者は次のとおりです。選挙人名簿登録申請書は各漁業協同組合に配布をお願いしていますので、有権者はもちろん申請されるようお知らせします。

■有権者

満二十歳以上(昭和三十四年十月六日以前に生まれたかた)で、次のいずれかに該当するかた。

●秋穂町に住所または事業場を有する者であって、一年に九十日以上漁船を使用する漁業を営み、または漁業者のために漁船を使用

含む)

●海区漁業調整委員会委員または漁業協同組合もしくは漁業協同組合連合会の役員であって、その委員またはその役員に就任後、前記①に該当しなくなったため選挙権を失ったもの。(この場合に該当するものは委員または役員で、その任期中および退任後最初に行われる選挙に限る)

■申請期限

九月五日までに、漁業協同組合を通じ選挙管理委員会に提出してください。

新有権者のかたは 選挙人名簿で登録の確認を

縦覧期間 9月11日～9月15日

選挙管理委員会では、毎年九月一日現在で、選挙人名簿に登録される資格を有するかたを調査して九月十日に登録し、一定の期間中、選挙人名簿を有権者にお見せしています。

■選挙人名簿の登録資格

次のいずれにも該当するかた。
●昭和三十四年九月二日以前に生まれたかた。

●秋穂町に住民票が作成された日(転入の場合は届け出の日)から引き続き三か月以上居住し、住民票に記載されているかた。

●選挙人名簿の縦覧期間
昭和五十四年九月十一日から九月十五日までの五日間。時間はいずれも午前八時三十分から午後五時まで。

なお、選挙人名簿の登録に関して不服のあるかたは、縦覧期間中に、文書で選挙管理委員会に異議を申し出ることができます。

秋穂町選挙管理委員会事務局 (役場内)

9月1日は防災の日です

この日は、こよみの上では二百十日にあたり、台風が最も多く襲来する季節です。また五十六年前には、関東大震災により東京を中心に大被害をこうむった日でもあります。

この日を定めることにより、国民一人ひとりに、台風・地震・集中豪雨などの災害について認識を深め、また、これに対処する心構えを準備していただくという

ことでもうけられたものです。このため、「防災の日」には、万一の災害に備えて、家庭で、職場で、日ごろの心構えや身辺をもう一度点検したり、災害が発生しそうな場合、また、発生した場合にどのような行動をとるか、などについて真剣に話し合っていたいただきたいと思えます。

この機会にあなた自身の防災対策を、再点検。してみましよう。

交通事故による重度後遺 障害者に介護料を支給

自動車事故対策センターでは、昭和五十四年八月から、自動車事故による後遺障害者のうち、特に重度の精神神経障害のため、常時介護を必要とするかたの家族の負担を軽減するため、次の要件に該当するときは、介護料を支給することにいたしました。

■介護料の支給要件

1 自動車事故により脳損傷を生じ、次の六項目のすべてに該当する状態にあり、かつ、その状態が三か月以上継続しているかた（受給資格者）に対し、介護料を支給します。

- ① 自力移動が不可能である。
- ② 自力摂食が不可能である。
- ③ ふん尿失禁状態にある。
- ④ 眼球はかろうじて物を追うこともあるが、認識はできない。
- ⑤ 声を出しても、意味のある発言は全く不可能である。
- ⑥ 眼を開け、手を握れというような簡単な命令にはかろうじて応ずることもあるが、それ以上の意思の疎通は不可能である。

2 受給資格者が、次のいずれかに該当するときは、介護料は支給しません。

① 労働者災害補償保険法に基づく特別看護の保険給付を受けているとき。

② 身体障害者福祉法という身体

障害者療護施設、その他これに類する施設（重症心身障害者児施設・特別老人養護施設等）に収容されているとき。

3 受給資格者または受給資格者の現に扶養している親族の前年の所得金額が一千万円を超え、かつ、その年の九月から翌年の八月までの間は支給しません。

■介護料の額 一日につき三千円（自宅で看護婦等以外のかたの介護を受けている場合は、千五百円）

■支給期間および支払期月

(1) 介護料の支給期間は、申請書を受理した日から、介護料を支給すべき事由が消滅した日までとします。

(2) 介護料は、毎年三月、六月、

九月、十二月に三か月分をまとめて支払います。

■介護料受給資格認定の申請

介護料の支給を受けるためには受給資格の認定を受けなければなりません。したがって、介護料の支給を受けようとするときは、受給資格者の法定代理人、または受給資格者を現に扶養しているかた（申請者）が、次の書類をセンター支所に提出してください。

- (1) 介護料受給資格認定申請書
- (2) 戸籍謄本（抄本）および住民票
- (3) 重度意識障害者診断書
- (4) 自動車事故証明書
- (5) 所得金額証明書

※ 介護料を申請しようとするかた、もっと詳しい内容をお知りになりたいかたは、左記の支所へお問い合わせください。

山口市大字朝田一三〇〇番地の三、自動車事故対策センター山口市支所、電話山口四一五四一九

国民年金 問答 (6)

六十歳からでも 年金はもらえるか

問 六十歳から老齢年金をもらえるようですが、その場合減額されると聞きました。

答 国民年金の老齢年金の支給開始年齢は原則として六十五歳とされていますが、本人の希望によって、六十歳以上六十五歳未満の間に、繰り上げて老齢年金を受けることができます。

この場合の年金額は、六十五歳

お盆も間近いある暑い夜のことで。近郊に勤める娘さんが連日の仕事の疲れもあってか、自家用車で帰宅の途中居眠り運転し、道路わきの庭石に激突。車は大破し、本人はもちろん大けが。

夏の夜のできごと 善意の人？さん

ここまではどこにもある交通事故のパターンですが、この車の後ろを走っていた軽トラの異様に気づき、クラクションを鳴らして警告しようとした途端のできごとです。

と云って、ついに名前をも告げずにそのまま深夜の町に消えていきました。

と云って、「災難はいつでも遭遇するかわからない。人の災難を見すすわけにゆかない。当然のことをしたまでで、別に名前をいうようなことをしたわけではない」

から支給されるべき年金額から、繰り上げ支給を請求したときの年齢に応じて、それぞれ次のような割合の額が減算されます。

六十歳以上六十一歳未満は四二割、六十一歳以上六十二歳未満は三五割、六十二歳以上六十三歳未満は二八割、六十三歳以上六十四歳未満は二〇割、六十四歳以上六十五歳未満は一割。

以上繰り上げ請求により減額された年金は、将来にわたって減額

され、六十五歳あるいは七十歳になっても満額の年金には改定されません。

また、法律改正や物価スライドなどで年金額が引き上げられても、繰り上げ請求をしたときと同じ割合で減額されます。したがって、支給も請求月の翌月から支給されますので、繰り上げ請求するときは、これらのことを十分考慮する必要があります。

みんなの健康



西天田・徳久誠さんの
長男 悟ちゃん
(11か月)
写真提供

お子さんの
写真を募集
町広報に載せる、町内にお
住まいのお子さんの写真を募
集しています。
白黒の写真を、企画室まで
お送りください。

秋穂町献血推進協議会が発足!!

18 団体が参加し



熱心に勉強する協議会のメンバー

足しました。
私たちのかけがえのない生命を
守るための献血運動に対し、より
一層の理解と協力をお願いします。
なお、当日の協議会で次の役員
および事業が決まりました。

(敬称略)

- 役員
- 会長 町長 藤田武彦
 - 副会長 商工会長 砂田頼男
 - 幹事 加入団体の代表者
- 事業

地域や職場ぐるみで献血運動を
推進するための組織づくりから、
血液を確保することをねらいとし
ての献血推進協議会が八月一日発
足する。

- 1 献血事業のけいもうと血液の確保に応じる。
- 2 輸血の必要性が生じた場合に、血液の供給がうけられるように血液センターにはたらきかける。
- 3 献血運動の推進で、他の模範となる団体または個人に対し表彰する。

ごみの搬出場所は より美しく!



いつも利用される「ゴミ」の搬出場所が、つい心なしかよごされてしまいます。環衛連のモデル地区であります花香南区(大村清幹事)では、搬出場所にふた付きの囲いを作り、そのまわりに色とりどりの花を植え(写真)、より美しくすることを心がけられ、道ゆく人々にもこのよき感じをあたえております。

9月の保健衛生行事表

日	曜日	受付時間	行事名	場所	対象
4	火	10:00 ~ 15:00	保健相談	大海分館	住民で希望者
7	金	10:00 ~ 15:00	保健相談	大海分館	住民で希望者
10	月	13:30 ~ 14:30	麻疹(はしか)	大海分館	51年9月4日から31日までの出生者
11	火	13:30 ~ 14:30	麻疹(はしか)	中央公民館	31日までの出生者
13	木	13:30 ~ 14:30	3歳児検診	大海分館	50年11月2日から51年10月2日までの出生者
14	金	13:30 ~ 14:30	3歳児検診	中央公民館	1日までの出生者
17	月	13:30 ~ 14:30	乳児相談	大海分館	満1歳未満の乳児
18	火	13:30 ~ 14:30	乳児相談	中央公民館	満1歳未満の乳児
20	木	8:30 ~ 9:30	成人病検診(高血圧・心臓病等)	大海分館	30歳以上の住民で希望者
21	金	8:30 ~ 9:30	成人病検診(高血圧・心臓病等)	老人福祉センター	30歳以上の住民で希望者
25	火	13:30 ~ 14:30	三種混合ワクチン(ジフテリア・百日せき・破傷風)	大海分館	満2歳から満4歳まで
26	水	13:30 ~ 14:30	三種混合ワクチン(ジフテリア・百日せき・破傷風)	中央公民館	満2歳から満4歳まで
27	木	7:30 ~ 8:30	成人病検診(胃がん検診)	大海漁協	30歳以上の住民で希望者
28	金	7:30 ~ 8:30	成人病検診(胃がん検診)	秋穂漁協	30歳以上の住民で希望者

献血にご協力 ありがとうございます ございました

八月七日に一般のかたを、また八月十五日には新たに成人になられたかたを対象に、採血車による献血を行いました。暑中にもかかわらず多くのかたがたのご協力をいただきました。厚くお礼を申し上げます。

◎献血者

八月七日(一般)

受付	112人	男子	72人
採血	98人	男子	40人
		女子	26人

八月十五日(成人者)

受付	69人	男子	25人
採血	61人	男子	24人
		女子	37人

移動保健相談（血圧測定）結果表

単位・人

部 落 名	正 常	要 注 意	要 医 療	治 療 中	計
大河内北	54	7	4	6	71
大河内南	36	7	4	3	50
天神町	38	5	2	5	50
浜中	25	2	3	2	32
北条	21	4	0	3	28
中条	34	4	1	4	43
井南	19	1	0	2	22
浜内	32	9	3	5	49
小浜	24	1	1	4	30
赤崎	15	2	3	4	24
日地	36	2	7	5	50
山嶺	26	3	1	2	32
西江	18	3	2	0	23
先江	22	3	0	6	31
中道	24	2	4	2	32
花南	35	1	2	3	41
花北	29	5	1	2	37
中江	34	5	6	3	48
戸町	33	6	2	1	42
茂通	23	5	0	0	28
海岸	13	4	0	2	19
上本	24	3	2	1	30
本町	12	2	2	0	16
本町	16	2	2	2	22
園村	35	6	5	2	48
下野	38	2	3	6	49
中田	56	4	4	9	73
東田	35	5	2	6	48
西天	40	3	4	7	54
宮之	23	7	3	5	38
黒之	24	8	3	4	39
黒之	35	2	0	5	42
黒之	30	8	0	0	38
役場	30	8	0	0	38
合 計	959	133	76	111	1,279
割 合(%)	75.0	16.3		8.7	100

レントゲン受診者数 2,480人



移動保健相談に思う

七日九日から十六日にかけて各部落をまわり、一般住民検診とあわせて移動保健相談を実施しました。その結果は表のとおりです。その際特に感じましたことは、

今までに血圧を全く測ったことがないというかたが、相当数おられたことです。レントゲンを受診されたかたの約半数千二百七十九人が、あわせて血圧測定も受けられました。このうち、要注意者百三十二人、要医療者七十六人と、約一六%のかたが多々の問題を持っておられました。

今後、これらのかたがたが、自分の健康に留意してどこまで健康をとりもどしてゆかれるか、逆にますます健康を損なわれるかは、そのかたの健康管理への努力しだいと思われまふ。要注意といわれたかたは、保健相談や成人病教室などを十分利用されるようお勧めします。

私たちの健康づくり、健康管理の一環として、次の日程で検診を実施します。この機会にぜひ受診してください。

成人病検診を実施します

三十分から九時三十分まで。 ※対象 町内に居住する三十歳以上のかたで男女は問いません。 ※検診料 八百五十円（このうち町が補助しますので、個人負担額は二百七十円。心電図は別途） ※申し込み期日 九月十日（月）までに保健衛生課へ。

◎胃がん検診 ※日時と場所 九月二十七日（木）大海漁協前、同二十八日（金）秋穂漁協前、十月二日（火）農協大海集荷所前、同三日（水）同四日（木）中央公民館。

受付時間は、いずれも午前七時三十分から八時三十分まで。 ※対象者 町内に居住する三十歳以上のかたで男女は問いません。 ※検診料 千七百円（このうち町が半額補助しますので、個人負担額は八百五十円。） ※申し込み期日 九月十日（月）までに保健衛生課へ。 ※留意事項 当日は、朝食、たばこ、水などは一切とらないこと。 また、問診票と検診料はお忘れなく。

秋の環境衛生
清掃期間
9月9日～10月21日

公民館だより

成人式おめでとう

大人の仲間入り一四八八

成人式を夏に行うようになって今年で三年目。

今年も昨年と同様、出席率七三割、成人者百四十八人中百八人の若人が、お盆の十五日午前九時三十分、中央公民館に集いました。

藤田町長の、「人生に誇りと自信を持って自己完成の道にまい進し、明日の社会を明るく、より豊かにする原動力となるように……」との励ましの言葉に対し、成人代表の上村則孝さんは、「どんな困難な問題にぶち当たっても決して避けて通ることなく、自分の考えを確固なるものとして突き進み、信頼される人に成長していくよう努

めます……」と力強い新成人の抱負を語り、希望に満ちあふれた式典でした。
当日の模様を、写真でご覧ください。



108人が勢ぞろい



藤田町長から記念品を受け取る原田富子さん



抱負を述べる上村則孝さん



テーブル・スピーチをする原田美代子さん



「人生は過程」と題して講演する河谷芳俊先生



はたち 20才の献血をする成人者

自然に学び 体力づくり 郡子ども会教育キャンプ



縄の結びかたを教わるチビっ子たち

松林にこだまし、食事する子どもたちの顔にうれしさがみぎぎっていました。

午後七時三十分から天体観測、菅先生の熱心なご指導に目を輝かせ、わし座のアルタイ、天の川の十字カ形に並んだ白鳥座のデネブ、こと座のベガと三つの星を結んだ大三角を、澄み渡った夏の夜空のもとではっきりと知ることができました。

また、天体望遠鏡で、「耳のある星」とガリレイが表わした土星を見て歓声をあげていました。

翌二十六日は、ジュニア・リーダーのお兄さん、お姉さんと、楽しいフォークダンスやソングに汗を流しました。

午後は海辺の生物採集、内海水産試験場の岩本先生から、採集した貝の名前を教わりました。

日没とともに火の神を迎えてのキャンプファイヤー、時間の流れも忘れさせた各班の寸劇。「一日の終わり」のせい唱で、二日目の夜が更けていきました。

最後の二十七日、「来たときよりも美しく」を合言葉に、後始末と清掃で汗を流した後、海水浴……。美しい自然の中で学び得た、とうとい体験が、明日からの生活に必ず生かされることでしょう。

自然の中で心身を鍛錬し、自ら学び実践する態度を養うとともに、規律・協同・友愛・奉仕の精神をめざした郡子ども会教育キャンプが、七月二十五日から二泊三日甲道海岸で、二百人の児童生徒が参加し盛会のうちに終了しました。
この度は、秋穂町が引き受けて中道海岸で開かれました。
初日の開村式のあと二十班に分かれ、班旗の作製、縄の結び方、食卓作り、テントの張り方などを学びいよいよ飯ごう炊き、役割分担により米をとぐ者、かまどのたきつけをする者、不慣れな手つきで野菜を刻む者……。
夕食一番乗りの「ご飯の歌」が

県知事夫人を迎えた 栄養改善推進委員の研修



県知事夫人(右端)と一緒に調理実習

推進委員代表 河谷小夜子

課長さんとともに、県知事夫人、県衛生部長・次長各夫人を迎え、八月の研修(栄養改善推進委員)を行いました。

今回は、山口保健所酒井栄養士による「乳幼児の栄養」の講義とその献立実習をしました。

最初のうちは、知事夫人が見えているということで緊張感もありましたが、時間とともに薄らぎ、推進員とともに熱心にメモされる各夫人の姿がたいへん印象に残りました。

各班に分かれての調理実習にも

加わっていただきお手並拝見...

お互いすっかり慣れ、町長・教育長・館長さんを交えての試食の席では、和気あいあいのふんい気でした。その席で、これまでの運営とささやかな日ごろの活動状況などを簡単に説明しました。

最後に知事夫人は、推進員に対し「主婦の立場から家族の健康を願い、気を配っておられることと思いますが、食膳には必ず手造りの漬物を添えましょう」と述べられ、夫人の家庭での主婦ぶりについて、夫人の家庭で、「今は、我が家のフレンチドレッシングの味を出すために努力しています」と言われ、なごやかなうちに研修は終わりました。

三田尻女子高を 迎えたバレー ボール講習会終わる

八月十七日から十九日の三日間、三田尻女子高校監督・河村充先生および、同校バレー部員十六人を迎え、大海・秋徳両小学校屋内運動場で午後七時三十分から二時間バレーボールの基礎的なルール、練習方法等についての講習会を開催しました。

講習会に参加したある人は、「なかなかきついけど汗を流した後は気持ちがいい。若い人のように体を

は動かないが楽しくやっている。こういった講習会は今後も続けてほしい」と感想を述べました。本講習会で学んだことを、九月二日開催の球技大会に生かし、各地区とも熱戦が繰り広げられることを期待します。

秋徳バレーボールクラブ 男子部員募集

希望されるかたは、農協内の竹繁三佐夫事務局まで申し込みください。

たくましい健やかな秋穂っ子

新装プールで水泳講習会

チビっ子一五〇人が参加



講習を受けるチビっ子

真っ黒に日焼けした町内のチビっ子、百五十人が参加し、クロール、平泳ぎなどの基本泳法をみっちり教わりました。

なかでも、水に顔をつけることができなかつた金づち組の子どもたちが、いきとどいた指導のもとで、みるみるうちに浮き身をマスターし、プールサイドの引率者から盛んな拍手を受けました。

体育指導委員、引率の父兄の多大なご協力ご支援に、厚くお礼申し上げます。

災天下の八月三日、町営水泳プールで、県水泳連盟理事長・中村彰佐先生(山口高校教諭)並びに山口高校の水泳部員を招き、町民水泳講習会を開催しました。

9月の学級・教室開催日

◎公民館の休館：毎週月曜日

日 曜	中央公民館	大海分館
1 (土)	居合道	
2 (日)	体力づくり町民球技大会	
3 (月)	社交ダンス	
4 (火)	トレーニング・華道・若人の集い	詩吟
5 (水)	バドミントン・絵画・詩吟・和裁	謡曲
6 (木)	洋裁(C)・BBS・民踊	
7 (金)	トレーニング	
8 (土)	謡曲・居合道	
9 (日)		
10 (月)		
11 (火)	トレーニング・若人の集い	詩吟
12 (水)	バドミントン・絵画・楽焼・詩吟	謡曲
13 (木)	民踊・洋裁(A・B)	
14 (金)	トレーニング・BBS	
15 (土)	謡曲・園芸・テニス同好会・居合道	
16 (日)	ギター	
17 (月)	社交ダンス	
18 (火)	トレーニング・華道・若人の集い	詩吟
19 (水)	バドミントン・絵画・詩吟・和裁	謡曲
20 (木)	民踊・洋裁(C)	
21 (金)	トレーニング	
22 (土)	謡曲・居合道	
23 (日)	女子ソフト	
24 (月)		
25 (火)	トレーニング・若人の集い	詩吟
26 (水)	バドミントン・絵画	謡曲
27 (木)	民踊・洋裁(A・B)	
28 (金)	トレーニング・BBS	
29 (土)	謡曲・ギター	園芸
30 (日)		

郷土史 (72)

不心得の罪

藩政時代の裁判は、過去の判例を引用して軽いものは代官所で処分した。小郡宰判の判例集「古例便覧(安政六年・一八五八)」をみると、最も多い犯罪は不心得の罪で、不心得とは、年貢取り立てを邪魔すること、次の二か条に示されている。

- 一、わがまま者がいて、年貢の納め方が遅れたり、地下役人に従わず、邪魔する者があれば、脇々のこらしめのため論じた上で、閉戸、村退、入獄を申し付ける。
- 二、庄屋、畔頭は、百姓共が納めた米銀のうち算用違い等で取り込みになっている場合に、追込み、閉戸、場合によっては役目を取り上げ、嚴重に処罰する。

次は、秋穂近辺の出来事である。○百姓の千吉は農業に精を出さず植え付けを怠り、不心得で張紙閉戸に処せられた。日数は五日、嘉永三年(一八五〇)十二月。

○百姓の寅蔵も同様の罪に問われたが、庄屋・畔頭・五人組の者が嘆願して刑の軽減を願い出したの

で、特別に罰は課せられなかった。ただし、他村への出行きは禁じられた。同年十二月のことである。○百姓・權次郎は御米上納につき、畔頭元へ借米を願い出た。しかし、ごく難渋者以外は、借米は許されなかった。とはいっても、その年はまれな凶作であったので特別に代銀上納(夏麦作)が免除された。しかし、同人はなおも理不尽を申し立てて地下役人に従わず、よって不心得の罪により、張

藩政時代の裁判

紙閉戸三〇日を申し付けられた。嘉永五年二月。

次は、地下役人が勤務上の不手際を責められ、処罰された例。

○畔頭・吉郎右衛門、藤蔵の二名は、宗門究めの節、納品帳算入を申し付けられたが帳面の仕立方が悪く、員数も少々不合の点があったので勤務上の不勉強を責められ、追込み三日を命ぜられた。

○山内与左衛門が畔頭役を勤めたあと山内計蔵がその後職を継いだ。天保七年(一八三六)四月二三日の夜、山内与左衛門宅が火事になり、母屋、納屋、長屋共に焼け、その際に納分帳を焼失してしまった。この帳面は、お役目交替のときに引き継いでおかねばならなかったのに、等閑に付して焼

失した。後役の者も實際上支障はなかったがその手落ちを責められて、与左衛門の後嗣の道租松が、五日間の追込みと銀八匁六分の過料を召し上げられ、後役の計蔵も五日の追込みの処分をうけた。①当時の役人が、厳しい勤務を求められていたことがわかる。以上五例の処罰をみると、追込み、閉戸、過料の徴収等であった。追込みの刑は最も軽いもので、自宅の一室に閉じ込めて他人との接



「山内家文書」より
 百姓 仁蔵
 右の者事謂われざる趣之あり 懲めの為牢舎申付け置候処。出牢家戻り申付け候条 向後心底相改め不束の儀之なき様 法度相守るべく候 以上 右の通御沙汰あるべく候 (明治二年)八月 以上 (代官) 北川清助

見を禁じたものであり、次が閉戸、自宅の道路に面した窓を閉じて謹慎させるもので、罪状が重ければ、入口に貼り紙をして罪状と閉鎖期間を通行人に示すものであった。②

盗賊の罪

盗みの罪は重く、獄舎に入れら

れ、出獄の際ムチの刑を加え、腕に入れ墨をするのが普通であった。○徳之助組の百姓・平吉は、盗みをして獄舎仰せ付けられ、出獄の際五〇たきを加えられた上郷里の郡内への出入りを堅く禁じられ、他郡へ追放された。明治三年(一八七〇)八月のことであった。③

けんか・口論

百姓同志のけんかは、裁判で取り上げることにはなかった。しかし、次の例は、けんかのと役人の論しに従わなかった罪で処罰された。○百姓・民平と金蔵の両人は、先年よりみぞ筋のことで双方争論

無礼慮外の罪

百姓でも馬に乗ることは許されていたが「郡中制法」に、「直参の諸士に途中で行きあうときは、必ず下馬すべきこと」が定められていた。次は、隣村の二島であった記録である。

○三郎左衛門が馬に乗って通りかかったところ、勘場役人(武士)に出合った。案内の者が声をかけて下馬するように求めたが聞き入れず、このためせん議の上張紙閉戸七日を命ぜられ、その上過料として薪五荷を科せられた。

注①文書館・小郡宰判本控②山口県警察史③山内家文書④毛利家文書・少々控、その他・古例便覧

(秋穂町教育委員会嘱託

田中 稔)

国民健康保険の加入と脱退 届出は14日以内に

国民健康保険の加入と脱退については、次の該当事由が生じたときは十四日以内に、保健衛生課国保係まで届け出てください。

国保に加入しないかた

職場の健康保険等に加入しているかた、生活保護を受けているかた、および特別の理由があるかた以外は、すべて国保に加入して被保険者にならなければなりません。国保では家族一人ひとりがみんな被保険者ですが、加入の届け出は世帯ごとに世帯主が行い、一世帯に一枚の被保険者証が交付され

ます。同じ住居に住んで家計が一緒の人は、同じ世帯になります。しかし、住み込みの使用人は雇い主とは別の世帯になり、それぞれ世帯主となります。

国保に加入する

資格のないかた
生活費の主な部分を、離れて住んでいる息子さんなどからの仕送りに頼っているかた—こういうかたは是非一度、保健衛生課国保係へご相談ください。

国保に加入する場合
(加入する日)

① 転入してきたとき(転入日)

ただし、健康保険など、他の保険に加入していないかたに限り、
③ 健康保険など、他の保険を脱退したとき(脱退した日)

④ 生活保護を受けなくなったとき(受けなくなった日)

国保を脱退する場合
(脱退する日)

① 他の市町村へ転出するとき
(転出した日の翌日)

② 健康保険など、他の保険へ加入するとき(加入した日の翌日)

③ 死亡したとき(死亡した日の翌日)

④ 生活保護を受けるようになったとき(受け始めた日)

軽油は県内で買ひましよう

防府県税事務所

小売店や消費者が、特約業者または元売り業者から軽油を購入したときに支払う代金には、軽油引取税が含まれており、特約業者などからそのうちの税金相当額を、県に申告納税していただく仕組みになっています。ですから、皆さんが他県で軽油を購入されますと、山口県の税収にはなりません。ちなみにこの税は、道路や交通安全施設の新設・改良の費用にあてるための県税です。

なお、この税は主として自動車燃料に使用する場合に課税され、

防府市駅南町一三—四〇(電話防府〇三—一一一)へお尋ねを。

ボランテアを称する 訪問販売・募金にご注意を

最近、ボランテアや社会福祉のためと称し、物品の訪問販売や募金を行っている人があります。見知らぬ販売員が訪れた場合には、団体名(所在地・代表者氏名)本人の氏名を確かめるとともに、趣意書、寄付先などを確認しましょう。

不審に思ったときはすぐに一〇番に電話するか派出所に通報してください。また、このような話をお聞きになったかたは、町民課か町社会福祉協議会へご連絡ください。



豊かな暮らしと住みよい 社会をつくる郵便貯金月間

皆さまの生活に結びついて、広くご利用いただいている郵便貯金は、昭和五十四年七月現在、四十七兆円を超える大きな額に達しております。

郵便貯金は、日常経済生活の安定と財産づくりのお手伝いをするとともに、皆さまから預けられたお金は、資金運用部を通じ国の財政投融资の大きな柱として各方面に融資され、皆さまの暮らしに関係の深い、住宅の建設、生活環境

の整備、公害の防止、農林漁業・中小企業の近代化、道路・鉄道の建設、文教施設の充実など、国民の福祉向上と経済の発展にたいへん役立っています。

当町でも秋穂漁港、大海小学校校舎、給食センター浄化槽等の建設資金として融資を受けております。

郵政省では、このような郵便貯金の働きを広く国民の皆さんにお知らせするため、資金運用面に関係のある各種機関の協力を得て、「豊かな暮らしと住みよい社会をつくる郵便貯金月間」を十月一日から一か月間全国で実施します。この機会にあなたも郵便貯金をしてみませんか。

少年の家出を なくすために

■家庭では
日ごろから、なんでも話し合える明るい家庭づくりを努めましょう。

■職場では
悪の道に誘われないよう、みんなが見守ってやりましょう。

■地域では
家出らしい少年をみかけたときは「愛のひと声」をかけて、保護者や警察へ連絡しましょう。

敬老行事を 16日に開催

お年寄りの長寿と健康を祝って本年も、記念式典と慰安演芸会を次のとおり催します。

秋穂地区 九月十六日(日)
午前九時から、秋穂小学校体育館

大海地区 九月十六日(日)
午後一時から、大海小学校体育館

だれにでもすぐに愛の一声運動



宅地建物取引 主任者資格試験

日時 十月二十一日(日) 午後一時から午後三時まで
場所 防府高等学校および防府商業高等学校
受付期間 九月三日から九月七日まで

受験資格 高等学校を卒業した人で、宅地または建物取引に関し二年以上の経験を有する人
願書の請求・提出先 山口市滝町一番一号 県土木建築部住宅課(電話山口③-3111)
※詳しいことは、町施設課へお問い合わせください。

補聴器の修理日 月2回実施します

◎第一水曜日午前十時ごろ(業者・株)相本化学)
◎第二木曜日午後三時ごろ(業者・山口リオン)

場所 町民相談室
相談は無料ですが、修理費については、一部負担していただく場合があります。身障者手帳のないかたは、実費となります。

短期里親を 求めています

里親といえは、比較的長い期間保護者のいない児童を預かって養育されていますが、最近の核家族化につれて、保護者の病气入院などによっても、児童の養育が困難な家庭が増えています。

県では、こうした児童を一時的に家庭に委託して、より健全に育成するため、「短期里親」を求めています。

短期里親になるための特別の資格はなく、両親がそろっており(そろっていないでも、児童の養育経験があり、適切な養育ができると認められればよろしい)、定職があり健康であれば申し込めます。短期里親を希望されるかたは、町民課へお申し出ください。

交通遺児の皆さんへ 奨学生を募集します

(財)交通遺児育英会では、次の要領で、奨学生を募集しています。どうぞご利用ください。

資格 保護者が道路上の交通事故で死亡したり、重い後遺障害で働けないために、学資に困っている高校生または高専生。成績は問いません。

奨学金 国公立 月額一万円、私立 一万五千元 ただし、本年四月以降入学の一年生は、それぞれ五千円多い額となります。

募集人員 約千八百人
返還 二十年以内の割賦返済で、利息はつきません。

採用方法 書類審査
申込方法 出願書類は学校にあります。

※なお、奨学生の採用には、予約生の採用と在学生の採用の二種類があり、その採用方法は次のとおりです。

◎予約生 中学三年生が来春、高校または高専に進学する予定で高校奨学生を希望する場合は、在学中学校を経て、予約出願することができます。

第一次締め切りは九月三十日。以後、随時出願を受け付けます。
◎在学生 高校奨学生の資格・条件に該当する高校生・高専生は、いつでも(学年の中途でも)在学学校を経て出願できます。

※その他、大学奨学生・大学院奨学生・入学一時金貸与などの諸制度もあります。
詳しいことは、〒100東京都千代田区永田町一―二八(財)交通遺児育英会(電話③-一五八一―二二七)へお問い合わせください。

だれにでもいつでも明るいあいらさく

空き巣にご用心!!

戸締まりが防犯の第一歩
○ちよつと留守でも必ずカギをかけましょう。

○戸や窓に補助錠をつけて、ワンドアーツロックにしましょう。
○できれば防犯ベルをつけましょう。

町の人口

人口		9,387人	+6
男		4,494人	-2
女		4,893人	+8
世帯数		2,461	+6

<住民基本台帳・8月1日現在>

ご冥福を祈ります (敬称略)

部落	氏名	年齢	逝去の日
祇園町	奥田 一男	64	7月15日
日地	内田 熊槌	80	同 15日
祇園町	上田 浅一	81	同 26日
浜内	白井 益市	74	同 26日
西天田	山本 スエ	80	同 30日
中条	時繁 良介	88	8月1日
下村	尾中 松市	75	同 1日

(7月16日~8月15日届出)

9・10月(予定)の休日診療医院 (吉南医師会)

時間: 9時から18時まで

日	内科 I	電話	内科 II	電話	外科	電話
9月						
2(日)	小郡・岡 医院	08397-②-2388	嘉川・村田医院	083989-2510	阿知須・共立病院	083665-2200
9(日)	〃 池田医院	〃 ②-1002	二島・藤井医院	083987-2002	小郡・嘉村外科	08397-②-2513
15(祝)	〃 岩崎医院	〃 ③-0637	秋穂・有富医院	2705	〃 小林外科	〃 ⑧-1515
16(日)	〃 浜本医院	〃 ③-0616	阿知須・同仁病院	083665-4006	〃 小川整形外科	〃 ②-2887
23(日)	〃 林 病院	〃 ②-0411	佐山・田村内科	083989-4749	〃 第一病院	〃 ②-0333
24(祝)	〃 第一病院	〃 ②-0333	秋穂・小野医院	2353	〃 村田外科	〃 ②-7100
30(日)	〃 上郷医院	〃 ③-0916	阿知須・新井医院	083665-2048	阿知須・同仁病院	083665-4006
10月						
7(日)	〃 田中内科	〃 ②-2325	秋穂・三河内医院	2503	小郡・三隅外科	08397-②-1003

今月の心配ごと相談日 11日(火) 大海分館・20日(木) 老人福祉センター